

○湖周行政事務組合同規約

平成 23 年 9 月 1 日
長野県諏訪地方事務所指令 23 諏地政第 38 号

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、湖周行政事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、次の市町（以下「組織市町」という。）をもって組織する。

- (1) 岡谷市
- (2) 諏訪市
- (3) 下諏訪町

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) ごみ処理計画に関する事務
- (2) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、岡谷市幸町 8 番 1 号岡谷市役所に置く。

(組合の議会)

第 5 条 組合議会の議員の定数は 12 人とし、次の区分により組織市町の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

- (1) 岡谷市 4 人
- (2) 諏訪市 4 人
- (3) 下諏訪町 4 人

2 前項の議員の選挙については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 118 条の例による。

(議員の任期)

第 6 条 組合議会の議員の任期は、組織市町の議会の議員の任期による。

- 2 組合議会の議員が、組織市町の議会の議員の職を失ったときは、その職を失う。
- 3 組合議会の議員に欠員を生じたときは、当該組織市町の議会は直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(組合の執行機関)

第 7 条 組合に組合長、副組合長及び会計管理者を置く。

- 2 組合長は岡谷市長を、副組合長は諏訪市長、下諏訪町長及び岡谷市副市長を、会計管理者は岡谷市会計管理者をもって充てる。

(監査委員)

第 8 条 組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議会の議員のうちから選任された者にあつては議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては 4 年とする。

(職員)

第9条 第7条に規定する者のほか、組合に職員を置く。

(組合の経費の支弁の方法)

第10条 組合の経費は、国庫支出金、県支出金、組織市町負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する組織市町負担金の額は、組合の予算において定めるものとし、その負担割合は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 建設的経費 均等割10パーセント、実績割90パーセント

(2) 経常的経費

ア 事務的経費 均等割10パーセント、実績割90パーセント

イ 運営経費 実績割100パーセント

3 前項に該当しない経費の負担割合については、組織市町が協議の上、定める。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この規約は、組合設立の許可の日から施行する。